

杉戸町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告建設工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。参加を希望する者は、入札及び工事の施工時における注意事項及び杉戸町競争入札参加者心得等に従い、設計図書、契約約款等を熟知の上、入札すること。

なお、本公告に記載のない事項については、杉戸町建設工事事後審査型制限付一般競争入札要綱その他入札・契約関係諸規定によるものとする。

杉戸町告示第 229 号

杉戸町建設工事事後審査型制限付一般競争入札公告

令和 7 年 10 月 3 日
杉戸町長 窪田 裕之

記

1 入札の対象及び方法

- (1) 工 事 名 町道Ⅰ級11号線舗装補修工事（5工区）
- (2) 工事場所 杉戸町大字北蓮沼 地内
- (3) 工事期間 契約確定日から令和8年1月30日
- (4) 設計金額 入札執行後に公表
 ※ 入札が不調・不落となった場合、公表しないことがある。
- (5) 工事種類 業 種 名：舗装工事業
 工事分類名：舗装工事
- (6) 工事概要 工事延長 L=131m
 舗装打換え工 826 m²
 路上路盤再生工 826 m²
 区画線工 1 式
- (7) 入札手続等の方法 杉戸町公共工事等電子入札運用基準に従い、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。
- (8) 設計図書等の確認方法 電子入札システムからダウンロードするものとする。
 ※ 電子入札システムの稼働時間：平日8時30分～20時

2 入札スケジュール

(1) 公告日	令和7年10月3日（金）
(2) 競争参加資格確認申請書の提出期間	令和7年10月6日（月） 9時から 令和7年10月15日（水） 16時まで ※ 資料の添付は不要とする。
(3) 質問締切日時	令和7年10月9日（木） 16時
(4) 回答公表日時	令和7年10月14日（火）15時 ※ 電子入札システム上で全ての質問回答を公表する。
(5) 入札書提出期間	令和7年10月16日（木） 9時から 令和7年10月17日（金） 16時まで
(6) 開札日時	令和7年10月20日（月） 9時30分

3 入札の概要

- (1) 開札場所 杉戸町役場 第3庁舎2階 管財契約課
- (2) 開札結果 入札執行後速やかに入札情報公開システムで公表する。
<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>
- (3) 内訳書 必要
※ 入札書に添付する入札金額見積内訳書は、電子データで作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出するものとする。
- (4) 最低制限価格 有
※ 設計金額と同時に公表する。
※ 詳細は杉戸町最低制限価格制度取扱要綱を参照すること。
- (5) 入札保証金 免除
※ 杉戸町財務規則第130条第1項第3項に基づく。
- (6) 現場説明会 無
- (7) 再入札応札締切日時 開札日の15時
※ 予定価格超過等の理由により初度入札が不落となった場合は、1回のみ再入札を行う。
※ 初度入札が有効だった者に限り、再入札に参加できるものとする。
※ 当該日時に複数の再入札を実施する場合は、初度入札の順に開札を行う。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、下記項目は本告示日時点における必要な資格とする。

- (1) 登載名簿
令和7・8年度杉戸町建設工事等入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 登録業種
ほ装工事業を希望し、当該名簿に登載されていること。
- (3) 地域要件
本店の所在地が杉戸町内にあること。
- (4) 格付要件
なし
- (5) 完成工事高要件
ほ装工事業の完成工事高年間平均が1千円以上記載されていること。
- (6) 実績要件
杉戸町内に本店を有した後に、契約締結日にかかわらず平成27年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体との請負契約により、1件の契約金額が下記計算方法により算出する基準額以上のほ装工事業を、本店において元請けとして完成させた実績を有していること。
※＜基準額の算出方法＞税込入札金額×0.55（100万円未満切り捨て）
- (7) その他特定要件
なし
- (8) 経営事項審査
ほ装工事業において、開札日から1年7箇月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。
- (9) 参加できる者の形態
単独企業であること。
- (10) 資金的関係又は人的関係
本告示日から落札決定の日までの期間において、入札に参加する他の入札者との間に資金的関係又は

人的関係がないこと。

(11) 下記項目のいずれにも抵触しない者であること。

- ア 当該工事の公告日から落札決定の日までの間において、杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者
- イ 当該工事の公告日から落札決定の日までの間において、杉戸町の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱に基づく排除措置を受けていない者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該工事の入札日前6箇月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の価格を提示した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者候補者とする。なお、複数者が最低の入札金額であった場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者は、杉戸町建設工事事後審査型制限付一般競争入札要綱に基づき、一般競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「一般競争入札参加資格確認申請書等」という。）を提出する。その後、発注者は落札候補者が入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。
- (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことを確認次第、落札者として決定する。
※ 事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合、当該落札候補者がした入札は無効とし、次点候補者が優先して落札候補者に繰り上がるものとする。

6 入札における注意事項

- (1) 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (2) 入札書に添付する入札金額見積内訳書が未提出又は記載すべき事項に不備がある場合は、原則として当該入札を無効とする。内訳書の取扱いについては、「建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱い」によるものとする。
- (3) 入札金額が最低制限価格を下回った場合は失格とし、再入札に参加できないものとする。ただし、応札した全ての事業者の入札金額が最低制限価格を下回った場合に限り、再入札への参加を認めるものとする。
- (4) 入札への参加を希望しない場合は、入札書受付期間内に電子入札システムにより辞退届を提出すること。
なお、開札時において入札書が不着の場合も辞退扱いとする。
- (5) 入札参加者が1者のみであった場合、または再入札が成立しなかった場合、入札は中止する。
- (6) 必要な資格のないものとした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) 公正な秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認める当該申し込みに係る価格は、その入札を無効とする。
- (8) 電子入札システム用のサーバー・ネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じるものとする。
- (9) 天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が本システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じることがある。

- (10) 入札参加者のやむを得ない理由により紙入札への移行を希望する場合は、競争参加資格確認申請書の提出期間内に発注課へ申し出ること。
- (11) 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書を受領した者であっても、開札日の時点において参加資格がない者は、入札に参加できないものとする。
- (12) 過去1年間に贈賄などの不正行為により逮捕され又は杉戸町内で事故等を起こし、かつ町に通報していない場合は、開札日の2日前までに申し出ること。

7 契約における特定条件

- (1) 請負代金額 入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とする。
※ 1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額とする。
- (2) 契約約款 杉戸町建設工事標準請負契約約款を参照する。
※ 標準請負契約約款は参考とし、契約時に双方で協議の上、決定する。
- (3) 契約保証金 必要
※ 契約金額の10分の1以上を納付、又は契約保証金に代わる担保を納付すること。
※ 杉戸町財務規則第146条第3号を除き、各号のいずれかに該当する場合は免除できるものとする。
- (4) 前金払 可能
※ 支払可能額は、契約金額の10分の4以内の額（10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (5) 中間前金払 可能（一定の要件を満たした場合に限る）
※ 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が60日を超える建設工事を対象とする。
※ 支払可能額は、契約金額の10分の2以内の額（10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (6) 電子保証 可能
※ 契約保証・前金払・中間前金払における保証証書の寄託は、電子保証システム「D-Sure」で行うことができるものとする。
- (7) 部分払 しない
- (8) 契約方法 書面契約又は電子契約（クラウドサイン）のいずれかを選択できるものとする。
- (9) 議会の議決 議会の議決に付すべき契約に関する条例に基づき、予定価格5,000万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の工事請負契約においては、落札者の決定後に仮契約書を取り交わし、町議会の議決後に本契約を締結するものとする。
- (10) 労働環境の確認 杉戸町が発注する契約に係る労働環境の確認に関する試行要綱に基づき、予定価格5,000万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の工事請負契約（単年度予算）においては、労働環境の確認を行うものとする。実施にあたっては、契約時に別途指示するものとする。

8 本工事に配置する技術者及び現場代理人

- (1) 建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。
※ 当該者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日（開札日の翌開庁日から起算して3開庁日後）の3ヶ月以前から恒常的な雇用関係であることを条件とする。
※ 落札者は、一般競争入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。なお、配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を記載すること。
※ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (2) 杉戸町建設工事標準請負契約約款に基づき、本工事の現場代理人を配置すること。
※ 杉戸町建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第3条に該当する場合は、現場代理人の兼務を認めるものとする。
※ 契約後において疑義が生じた場合は、現場代理人においても建設業者との雇用関係の有無を確認す

ることがある。

9 参考例規等の掲載ページ

- (1) 杉戸町財務規則
https://www1.g-reiki.net/sugito/reiki_honbun/e391RG00000171.html
- (2) 杉戸町公共工事等電子入札運用基準
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/1183.html>
- (3) 杉戸町競争入札参加者心得
杉戸町建設工事事後審査型制限付一般競争入札要綱
杉戸町最低制限価格制度取扱要綱
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/1184.html>
- (4) 杉戸町標準契約約款
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/9622.html>
- (5) 杉戸町建設工事等前金払取扱要綱
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/9646.html>
- (6) 杉戸町建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/9630.html>
- (7) 電子契約について
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/2073.html>
- (8) 町が発注する契約に係る労働環境の確認について
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/1830.html>

10 問い合わせ

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2-9-29

杉戸町役場 都市施設整備課 道路治水担当

電 話 0480-33-1111 (内線379)

メール toshishisetsu@town.sugito.lg.jp

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝日・年末年始を除く）

電子入札ヘルプデスクの問い合わせ先：048-830-2263（平日の8時30分から17時）